

第22期第12回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月5日（水） 13時30分～14時30分
- 2 開催場所 網走市 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、清野一幸、
石塚治、深山和彦、石本武男、馬場浩一、元角文雄、鈴木英
樹、飯田弘明、阿部興志輝、大澤真人（以上14名）
- 4 欠席委員 片川隆市（以上1名）
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
- 7 議題

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間に
ついて（ほっけ固定式刺し網漁業（日本海海域及びオホー
ツク海海域））（諮問）

協議事項 漁業権切替に関する対応について

8 報告事項

報告第1号 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告事項について

報告第2号 漁業権切替方針及び運用について

報告第3号 秋さけ及びからふとます親魚確保状況

報告第4号 第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会について

1 開 会

事務局長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第12回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会 長

開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には本日はお忙しいところ、出席いただき、ありがとうございます。また、オホーツク総合振興局から村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて先月から操業が始まりました秋さけ漁ですが、序盤はやや低調なスタートとなったものの、9月の下旬頃から上向き傾向となり地区によりバラツキはあるものの、全体量としては昨年と同程度の水揚げとなりつつあります。

秋さけ漁の漁期はまだ続きますのでもうひと伸びすることを期待しております。

一方で、今年は豊漁年ということで期待されましたからふとますですが、不漁年であった昨年を大きく下回る結果となりました。

また親魚確保のため、8月末には網揚げを実施したところでございます。親魚の確保状況につきましては、後ほど報告事項でご説明をしますが、少しでも早く、ます資源が回復することを期待するところです。

本日の議題ですが、知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間についての知事からの諮問が1件、漁業権の切替に係る協議事項が1件、報告事項が4件となっております。委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。オホーツク総合振興局、村上漁業管理係長です。

出席人員の報告をします。定員15名中、本日の出席委員は14名で、定足数に達していますので本日の委員会は成立いたします。それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

会 長

まず議事録署名委員の選出についてですが、石本委員と石塚委員に議事録の署名をお願いします。

2 議 事

会 長

議案第1号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

議案第1号は、ほっけ固定式刺し網漁業(日本海海域及びオホーツク海海域)に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

当該漁業は、令和5年1月31日で許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を

行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。

この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議願います。

漁業管理係長

議案第1号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間と許可等の基準について、説明します。

まず制限措置の内容及び申請すべき期間の対象となる知事許可漁業は、ほっけ固定式刺し網漁業（日本海海域及びオホーツク海海域）になります。当許可のオホーツク総合振興局及び後志総合振興局に係る許可の有効期間が、令和5年1月31日をもって満了となります。

このため、当該漁業許可に係る一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和4年9月20日付け漁管第1449号により、知事許可漁業に係る制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数、船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目）の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものでございます。

それでは、諮問事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について、説明させていただきます。

資料の2をご覧ください。

ほっけ固定式刺し網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間の公示案になります。

表の中にあります制限措置の内容ですが、左から漁業種類は、ほっけ固定式刺し網漁業、操業区域は、日本海海域・オホーツク海海域1区と2区、漁業時期は、1区が毎年2月1日から11月30日まで。2区が毎年3月1日から11月30日まで。許可等すべき船舶等の数は、オホーツク管内に住所を有する者が1隻、後志総合振興局管内に住所を有する者が5隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数を維持する考えです。船舶の総トン数は、10トン以上、20トン未満。漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者と後志総合振興局管内に住所を有する者。

申請すべき期間は、令和4年11月28日から同年12月27日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

当許可は漁業法改正後、今回が初めての一斉更新になります。そのため許可等の基準を事前に決めるものです。許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準も公平でなければ

ならないとされています。

この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則において規定されています。

この許可の基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案して定められる規定になっているので、漁業ごとで設定できますが、現在のところすべての漁業で共通した内容としています。

申請者区分で操業実績者が第1、第2順位、新規者のうち、第3位、第4位は許可受有者、第5位につきましては申請者の漁業経験、住所要件を勘案した方針より決定し同点なった場合にはくじ引きにより許可者を決定するものです。

この許可の基準も、制限措置と同様に公平な基準でなければならないが、道としては、北海道の漁業には、既存漁業者（許可受有者）の安定的・継続的な経営が最も重要と考えています。

このため、許可の基準では、まず、第一に許可受有者を優先的に許可した上、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えです。

諮問内容の説明につきましては以上となりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　特に無い様ですので、道から諮問された原案については、内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一同 　　異議なし

会長 　　そのように決定します。

次に、協議事項の漁業権切替に関する対応について事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　協議事項についてご説明いたします。資料をご覧ください。

協議事項は、今後、予定されている漁業権の切替に関する網走海区漁業調整委員会の対応についてです。

現在、免許されております第7次海面共同漁業権と第14次海面区画漁業権は第7次海面共同漁業権は令和5年8月31日に、第14次定置漁業権は令和5年12月31日に、それぞれ免許期間が満了となります。

このため、今後、漁業権の切替事務が行われる予定ですが、網走海区漁業調整委員会では、関係機関と連携し漁場計画の策定などを行うこととなります。

漁場計画の策定にあたりまして、道から漁場計画策定要領が示されております。

資料をご覧ください。この要領第3において、「委員会に委員若干名で構成

する漁業権切替小委員会（以下「小委員会」という。）の設置について考慮するものとする。」と記載されております。

この「設置について考慮する」との記載について、水産林務部漁業管理課に確認しましたところ、漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映し、円滑な漁場計画の策定が図られるのであれば、小委員会という形に限定するものではなく、各委員会で適切な方法を検討してもらいたいとのことでした。

続きまして、網走海区漁業調整委員会のこれまでの対応状況についてですが、前回の第14次の切替時では、小委員会を設置せずに委員協議会を開催し、第13次の切替時では小委員会、委員協議会ともに設置開催しておりませんでした。第12次と第11次の切替時には、小委員会を設置しております。

以上のように、これまでは小委員会を設置、委員協議会を開催、どちらも行わないの3種類がございました。

次に、小委員会と委員協議会の違いについてですが、小委員会は、委員の中から数名を選定するのに対して、委員協議会は、海区委員全員が委員となります。

参考まで小委員会委員数は、過去には8名となっておりますが、特段規定等で委員数が決められている訳ではございません。

次に委員の会長副会長は、小委員会は、小委員会の中で会長、副会長を決定するのに対して、委員協議会は、海区委員会の会長、副会長がそのまま務めます。

小委員会の設定根拠は、さきほど説明しました漁場計画策定要領によります。このため設置に当たっては、海区委員会の議決が必要となります。

委員協議会は、委員協議会会則があり、第6条で「委員協議会の会議は会長が必要と認めるとき、これを招集する。」とされておりますので、設置にあたり海区委員会の議決は不要です。

議事録については、小委員委員協議会ともに作成いたしません。

大まかに言えば、人数に絞って協議するのが小委員会、海区委員全員で協議するのが委員協議会となります。

以上が、小委員会と委員協議会の違いとなります。

今後の委員会における漁場計画の策定などの切替事務について、小委員会を設置して対応するのか、委員協議会を開催することで対応するのか、ご協議いただきたいと思います。事務局としましては、漁場計画は多角的な見地からの意見に基づき策定することが望ましいこと考えることや前回の切替を踏まえ、委員全員で協議する委員協議会が良いかと考えておりますので参考にしていただければと思います。

以上が、協議事項漁業権切替に関する対応についての説明となります。

会 長

ただ今の事務局の説明のありました、今後の漁業権の切替にあたり、小委員会を設置するのか、委員協議会により対応するか、についてですが、事務局からは、前回同様に委員協議会により対応することでどなたかご意見ありますでしょうか。

一 同 発言なし

会 長 それでは、漁業権の切替に関しては、仮に進めていく中で課題が発生した際に課題を持った方々で集まり小委員会を作成して協議しその後、委員会に諮る方向も考えつつ現状では課題がないため小委員会ではなく、委員協議会において協議するという事としてよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。次に、報告事項第1号、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告事項について」ご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 報告第1号の資料をご覧ください。
令和4年8月24日付け漁管第1282号により北海道知事から定置漁業権に係る資源管理の状況等について報告がありました。
漁業法の改正により、漁業権者の責務として同法第74条により「漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。」とされました。
このことに伴い、同法第90条で「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」こととされ、「都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、この報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」と「都道府県知事は、海区漁業調整委員会に報告を受けた事項について報告すること」が定められました。
今回の報告はこれらの規定に基づくもので、報告の対象となったのは、令和3年度の定置漁業権の92件となり、その全てで「資源管理に適切に取り組みされている」「適切かつ有効に漁場が活用されている」と認められております。
以上が、報告第1号定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についての説明となります。

会 長 ただ今説明がりましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

事務局長 次に、報告事項第2号、「漁業権切替方針及び運用について」ご報告します。事務局から内容を説明してください。

報告第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
現在、免許されております第7次海面共同漁業権と第14次海面区画漁業権は令和5年8月31日に、第14次定置漁業権は令和5年12月31日に、それぞれ免許期間が満了となります。

このことに伴い、令和4年8月10日付けで、道から漁業権切替方針及び運用が示されました。

この漁業権切替方針及び運用については、道から令和4年7月に素案が示され、全道において説明会を開催し、意見聴取を行った上で策定されたものであります。

素案からの変更点は、方針、運用とも文言の整理のみとなっておりますので、後ほど資料をご覧くださいと思います。

それから、漁業権切替方針及び運用の素案にかかる意見とその対応についていくつか抽出して、ご説明いたします。

まず共同漁業権ですが、「行使実績の無いものについても、資源調査を実施するなど回復後の利用を検討していることから、継続する必要がある。」という意見です。

漁業法の改正により、これまで以上に漁業権の設定にあたっては、行使実績が必要とされています。一方でこの意見のように資源上の理由などから、休漁している場合などがあり、このような場合に漁業権を引き続き設定したいという内容です。

この意見への道の対応としては、「合理的な理由がなく操業実態のない漁業種類については、漁場計画に含めないことを基本とするが、漁業権者が作成する漁業権行使計画などから、個別に必要性を検討する。」としております。

次に共同漁業権への2つめの意見ですが、「共同漁業権の存続期間である10年は長く、海洋環境の変化等が想定されるため、魚種、漁法及び操業期間などの追加等柔軟に対応願う。」との要望となっております。

こちらにつきましては、「魚種及び漁業種類など漁場計画に関する事項については、5年ごと漁場計画見直し年での検討を基本とし、漁法追加などの漁業権行使規則に関する事項については、適宜検討する。」ことで対応するとしております。

定置漁業権に関する意見は、操業期間に係る要望となっておりますが、「操業期間等の設定については、来遊資源の状況や今後各地区の意見を聞いた上で、別途検討する。」としております。

この操業期間と河口付近での操業規制（45度規制）につきましては、次のスケジュールでも触れますが、後日、道から基本的な考え方が示されることとなっております。

最後に今後のスケジュールですが、資料の最後に添付しております。

こちらが、これからの漁業権切替のスケジュールとなっております。

今回は、漁業権切替後の初の切替ということもあり、時期がズれる場合もあるかもしれませんが、現時点では、こちらにそって切替事務が進んでいくこととなります。

このスケジュールの中で、特に海区委員会に関係するのが、赤字で記載しております漁場計画の「草案」「素案」「最終案」の提出と、漁場計画案についての海区委員会への諮問に係る公聴会の開催と答申となります。

漁場計画の「草案」「素案」「最終案」の提出についてはその前に、漁場計画案につきましては、公聴会開催前と開催後の答申時に海区委員会にて決議することとなります。

それから、先ほど申しました「操業期間」と「河口規制」について、表の右側に予定が示されております。

これによりますと10月上旬の「操業期間」と「河口規制」に関する基本的な考え方が示され、10月中旬から現地説明が行われ、12月上旬に決定する予定となっております。

事務局から説明は以上となります。

会長 　　ただ今説明がありました、委員の皆さんからご質問やご意見は ありませんか。

一 同 　　発言なし

会長 　　次に、報告事項第3号、「秋さけ及びからふとます親魚確保状況」についてご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　報告第3号の資料をご覧ください。

表題では、親魚確保の状況としておりますが、秋さけとからふとますの漁獲状況についても、ご報告いたします。

資料1 ページ目は、オホーツク振興局内の9月下旬まで秋さけの漁獲速報となります。

表の一番下が集計ですが、管内全体の漁獲尾数は昨年比の106%と昨年より若干上回っておりますが、全体的に魚体が小さいことから、数量で約94%と6%程下回っております。

金額では昨年をさらに上回る単価となっていることから、昨年比の110%となっております。

組合別で見ますと、昨年度、伸び悩んだウトロ漁協や斜里第一漁協が好調となっているほか、雄武漁協や常呂漁協も尾数では昨年度を上回っております。

そのほかの組合では、概ね昨年比で80~100%程度となっております。

ここ数年、管内の秋さけは9月がピークで10月に入ると漁獲が落ち着く傾向が見れますが、今年は10月に入ってから好調な組合が多くあると聞いております。

次回の10月上旬の速報では、昨年比が向上する組合も増えるのではないかと期待しているところでございます。

次に全道の秋さけ速報ですが、こちらは9月中旬までの数値となっております。近日中には、こちら9月末現在のもので、こちらが連合海区から配布されると思いますので、届き次第、送付いたします。

次に管内の9月末時点のからふとますの漁獲速報です。

からふとますは今年が豊漁年ということあり、期待されたところですが、皆様もご存じのとおり非常に厳しい結果となっております。

管内全体で、昨年比で36%、一昨年の豊漁年比では5%に満たない結果となっております。

組合別で見ますと、ウトロ漁協と斜里第一漁協、網走漁協が昨年比では、比較的良くなっておりますが、一昨年比ではどこも10%以下となっております。

最後がさけとカラフトマスの10月3日時点での親魚確保状況となります。さけについては概ね順調で、前期の計画に対して、東部では358%、西部では166%となっております。前期の河川捕獲は10月10日までですので、前期群の親魚捕獲は問題ないものと思われます。

一方、表下段のからふとますについては、計画に対して東部地区で14.4%、西部地区で16.3%と先ほど報告しました漁獲同様、非常に厳しい結果となっております。

以上が、報告第3号秋さけ及びからふとます親魚確保状況についての説明となります。

会長 　　ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　次に、報告事項第4号、「第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会について」ご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　報告第4号をご覧ください。

表紙が第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会の開催にかかる通知文です。

当初は、この通知文のとおり令和4年8月17日14時から、ホテル札幌ガーデンパレスにて開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染者数が増加したことから、連合海区委員会の会長と札幌市近隣の委員以外の委員はウェブでの出席となりました。

このため、横内会長と私もウェブにより出席しております。

出席者は、出席者名簿のとおりで、黒文字の方が会場で、青文字の方がウェブでの参加された委員です。

なお、委員定数15名中、13名が出席しており、委員会は成立しております。

今回の委員会では、議案が1点、協議事項が2点、報告事項が1点となっております。

それぞれ順番に説明いたします。

まず議案第1号 北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示(案)についてです。

こちらは、特に日本海側でトドの来遊頭数が増加したため漁業被害が増えたことから、委員会指示よりトドを採捕するもので、毎年、発動されております。

資料内の議案第1号ご覧下さい。こちらが令和4年度委員会指示の前年度の対照表になりますが、変更箇所は日付のみとなっております。

次に事務取扱要領の令和4年度のとど採捕承認事務取扱要領と前年度の対照表となります。

こちらの変更箇所は、日付と採捕数となります。

採捕数は、前年度の553頭から591頭となっておりますが、これは令和3年度の採捕頭数が採捕上限頭数に達しなかった分を令和4年度に上乘せし

たことにより増加したものです。

この採捕頭数は海区毎に振り分けられており、その内訳は591頭のうち576頭が北海道と青森県の日本海側の海区に、15頭が根室海区に配分されております。

この他、資料には、全道のトドの来遊状況や被害状況などがまとめられておりますので、後ほどご覧ください。

なお、本議案は原案どおり決定しております。

次に協議事項のア「北海道資源管理指針の変更について」です。

資料22ページをご覧ください。道では平成23年3月に「北海道資源管理指針」を策定し、本道における水産資源の管理方針や魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策を示して水産資源の管理に努めているところです。

今回の改正案は、渡島総合振興局管内 長万部漁協で操業する潜水器（ナマコ・エソバフソウニ・キタムラサキウニ・エソアワビ・エムシ）漁業について、資源管理を目的とした自主的資源管理措置を実施することを記載することと漁獲データ及び資源状況の更新とそれに伴う本文記載の整理となっています。

改正箇所の詳細は、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご確認頂きたいと思っております。

こちらの協議事項につきましても、原案どおり変更することに決定しております。

協議事項のイ「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」です。

この要望につきましては、毎年、全国の各海区委員会が要望提案を行い、所属するブロック会議で協議し、ブロックごとに要望事項を取りまとめ、全漁調連に提案し、その後、全漁調連の理事会等に諮られ、5月の総会議決を経て最終決定されます。

その後、6月中頃に全漁調連の役員により関係省庁などへ要請を行っております。

令和5年度の北海道連合海区漁業調整委員会からの要望事項（案）は、次の5点です。

一点目は、クロマグロ資源の適正利用についてで、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠された場合の国内配分については、沿岸漁業に配慮した枠配分とするよう要望するものであります。

二点目は、北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置についてで、低迷が続く我が国周辺海域のサンマ資源に影響を及ぼしていると考えられる公海における外国船のサンマの漁獲について、資源評価に見合う漁獲規制を要望するものであります。

三点目は、沿岸資源の適正な利用についてで、国は改正漁業法に基づいて、TAC管理を資源管理の基本としたところでありますが、個別魚種のTAC設定には高い精度の資源評価が必要なほか、沿岸漁業は多種多様な漁法で漁獲しており、数量管理には馴染まないことなど、本道漁業者等の理解が得られていない状況等にあります。

このことから、新たな資源管理の検討に当たっては、既に関係者が連携して実施している自主的な資源管理措置を尊重し、TACありきの取り進めではな

く、漁業現場の実情に即した資源管理を基本とするなど、十分な配慮を求めるものであります。

また、スケトウダラをはじめとする TAC 魚種の資源管理において、資源調査方法の見直しなど、改善と充実を図り、精度を高めるよう要望するものであります。

更に、新たな TAC 対象魚種の設定にあたっては、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないことを求めるとともに、TAC 管理を実際に開始する際には、漁家の経営が成立するための経済的・社会的要因等を考慮・反映したものとすよう要望するものであります。

四点目が、例年行われております、地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うことを要望するものであります。

五点目は、網走海区漁業調整委員会から要望していた「遊漁と漁業の調整について」です。

こちらでは、さけます資源の持続的利用のために遊漁による資源への影響の検証と適確な管理を行えるような制度の創設と近年、増加しているミニボート、ゴムボートに対する安全航行のための制度創設や実効性のある安全対策の義務化などを要望しております。

以上、5点について、要望することが決定されました。

次の報告事項「漁業権の切替方針の変更について」につきましては、さきほど報告事項第2号で説明しましたので割愛させていただきます。

なお、切替方針及び運用の全文については、こちらに資料添付しておりますので、後ほどご覧下さい。

以上が第22期第7回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果についての報告となります。

会 長 ただ今説明がありました、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 以上で本日予定していた議題は、全て終了しました。
それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

新谷委員 先ほどお話しがありました「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」の「遊漁と漁業の調整について」ですが既に北海道の連合海区に答申したとのことですが、我々が思っていた文書より大分弱くなっていると思います。ゴムボートなどに対して安全航行のための制度創設や実効性のある安全対策の義務化などではなく、外洋に出てくるのは止めて欲しいと決定したつもりです。また遊漁との兼ね合いについても組合長会で決議していること、定置協会の動きなどを考えますと、非常に弱いと言えます。答申してしまっているのであれば、致し方ありませんが来年度はその辺を念頭に置いて要望を進めていってほしい。

会 長 今ご指摘いただいた件ですが私も局長と文章が弱いのではないかと相談は
しましたが連合海区までの期間が短くこの形で出すこととなってしまいました
た。来年度に向けて今の意見などを踏まえながら考えてゆきたい。

新谷委員 今回、出来上がった要望を委員に周知したが、その前段階の原文を作成する
段階でなんらかの相談はなかったのか。

事務局長 本来はそうすべきだが今回は時間的な猶予がなかった。
早めに準備しとけばよかったと考えています。

新谷委員 事前の段階で文章を精査するのが大事だと思う。

事務局長 わかりました

会 長 他にご発言はありませんか。

一 同 発言無し

3 閉 会

会 長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。 終 了